総 務 部 令和3年(2021年)8月25日調製

定例会提出予定案件資料

		V - 5
1	函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	
	関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する	
	条例の一部を改正する条例の骨子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$1 \sim 3$

1 函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

重度心身障害者等の医療費の助成に関する事務を処理するために利用することが必要な特定個人情報に国民健康保険被保険者資格情報等を加えることとし、および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 条例改正の内容

ア 第1条および第5条中「第19条第10号」を「第19条第11 号」に改める。

イ 別表第1の重度心身障害者の医療費の助成に関する事務を処理 するために利用することが必要な特定個人情報に国民健康保険法 の被保険者の資格に関する情報(以下「国民健康保険被保険者資 格情報」という。),高齢者の医療の確保に関する法律の被保険 者の資格に関する情報を加え,ひとり親家庭等児童およびひとり 親家庭の母または父の医療費の助成に関する事務を処理するため に利用することが必要な特定個人情報に国民健康保険被保険者資 格情報,生活保護関係情報,中国残留邦人等支援給付等関係情報 を加え,子どもの医療費の助成に関する事務を処理するために利 用することが必要な特定個人情報に国民健康保険被保険者資格情 報を加える。

(3) 条例の施行期日

ア 公布の日

イ 規則で定める日

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

現 行

改正案

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用および法<u>第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第5条 法<u>第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表第1(第4条関係)

特定個人情報 函館市重度心身障 住民基本台帳法(昭和42 年法律第81号) 第7条第 害者医療費助成条例 (昭和48年函館市条例 4号に規定する事項(以 下「住民票関係情報」とい 第12号) による重度心 身障害者の医療費の助 う。), 生活保護法(昭和 成に関する事務であっ 25年法律第144号) による て規則で定めるもの 保護の実施もしくは就労 自立給付金の支給に関す る情報(以下「生活保護関 係情報」という。), 中国 残留邦人等の円滑な帰国 の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特 定配偶者の自立の支援に 関する法律(平成6年法 律第30号) による支援給 付もしくは配偶者支援金 (以下「中国残留邦人等 支援給付等」という。) の 支給に関する情報または 地方税法(昭和25年法律 第226号) その他の同法第 1条第1項第4号に規定 する地方税に関する法律 に基づく条例の規定によ り算定した税額もしくは その算定の基礎となる事

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用および法<u>第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第5条 法<u>第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表第1 (第4条関係)

事務	特定個人情報
1 函館市重度心身障	住民基本台帳法(昭和42
害者医療費助成条例	年法律第81号)第7条第
(昭和48年函館市条例	4号に規定する事項(以
第12号)による重度心	下「住民票関係情報」とい
身障害者の医療費の助	う。) <u>,国民健康保険法(昭</u>
成に関する事務であっ	和33年法律第192号)の被
て規則で定めるもの	保険者の資格に関する情
	報(以下「国民健康保険被
	保険者資格情報」とい
	う。) , 高齢者の医療の確
	保に関する法律 (昭和57
	年法律第80号)の被保険
	者の資格に関する情報,
	生活保護法(昭和25年法
	律第144号)による保護の
	実施もしくは就労自立給
	付金の支給に関する情報
	(以下「生活保護関係情
	報」という。),中国残留
	邦人等の円滑な帰国の促
	進並びに永住帰国した中
	国残留邦人等及び特定配
	偶者の自立の支援に関す
	る法律(平成6年法律第
	30号) による支援給付も
	しくは配偶者支援金(以
	下「中国残留邦人等支援

項に関する情報(以下「地	1		
			給付等」という。) の支給
方税関係情報」という。)			に関する情報 (以下「中国
であって規則で定めるも			残留邦人等支援給付等関
0			<u>係情報」という。)</u> または
			地方税法(昭和25年法律
			第226号) その他の同法第
			1条第1項第4号に規定
			する地方税に関する法律
			に基づく条例の規定によ
			り算定した税額もしくは
			その算定の基礎となる事
			項に関する情報(以下「地
			方税関係情報」という。)
			であって規則で定めるも
			0
住民票関係情報または地		2 函館市ひとり親家	住民票関係情報,国民健
方税関係情報であって規		庭等医療費助成条例	康保険被保険者資格情
則で定めるもの		(昭和48年函館市条例	報,生活保護関係情報,中
		第13号) によるひとり	国残留邦人等支援給付等
		親家庭等児童およびひ	関係情報または地方税関
		とり親家庭の母または	係情報であって規則で定
		父の医療費の助成に関	めるもの
		する事務であって規則	
		で定めるもの	
住民票関係情報,生活保		3 函館市子ども医療	住民票関係情報,国民健
護関係情報または地方税		費助成条例(昭和48年	康保険被保険者資格情
関係情報であって規則で		函館市条例第44号)に	報,生活保護関係情報ま
定めるもの		よる子どもの医療費の	たは地方税関係情報であ
		助成に関する事務であ	って規則で定めるもの
		って規則で定めるもの	
	であって規則で定めるもの 住民票関係情報または地 方税関係情報であって規 則で定めるもの 住民票関係情報または地方税関係情報または地方税	であって規則で定めるもの 住民票関係情報または地 方税関係情報であって規 則で定めるもの 住民票関係情報、生活保 護関係情報または地方税 関係情報であって規則で	であって規則で定めるもの 住民票関係情報または地 方税関係情報であって規 則で定めるもの 2 函館市ひとり親家 庭等医療費助成条例 (昭和48年函館市条例 第13号)によるひとり 親家庭等児童およびひ とり親家庭の母または 父の医療費の助成に関 する事務であって規則 で定めるもの 3 函館市子ども医療 費助成条例(昭和48年 関係情報であって規則で 定めるもの 3 函館市子ども医療 費助成条例(昭和48年 国館市条例第44号)に よる子どもの医療費の 助成に関する事務であ